

新旧対照表

【還流防止措置に係る税関実務上の留意事項等について（平成 16 年 12 月 27 日財関第 647 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 2 各要件に係る実務上の留意事項</p> <p>2 要件 関係</p> <p>権利者がジャケット等に「情」(要件 の事実)の内容を明確に表示していない国外領布目的商業用レコードは、要件 の立証が困難となること。このため、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）<u>第 69 条の 13</u>の規定に基づく税関長に対する輸入差止申立て（以下「輸入差止申立て」という。）を行うに当たっては、当該表示がなされていることを示す資料を提出する必要があること。</p>	<p>第 2 各要件に係る実務上の留意事項</p> <p>2 要件 関係</p> <p>権利者がジャケット等に「情」(要件 の事実)の内容を明確に表示していない国外領布目的商業用レコードは、要件 の立証が困難となること。このため、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）<u>第 69 条の 10</u>の規定に基づく税関長に対する輸入差止申立て（以下「輸入差止申立て」という。）を行うに当たっては、当該表示がなされていることを示す資料を提出する必要があること。</p>